

令和 6 年度 第 5 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 6 年 8 月 2 0 日

場所 十和田市役所別館 4 階会議室

令和6年度第5回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開 会 日 時 令和6年8月20日(火) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和6年8月20日(火) 午後2時23分

4. 出席農業委員(17名)

2番	沢井清治	3番	小笠原松寿
4番	沢目勝弘	5番	米田拓実
6番	中野雄一郎	7番	芋田一弘
8番	立崎和寿	9番	山田利昭
10番	稻田優憲	11番	奥山博
12番	小田正喜	13番	外山康仁
14番	竹浦寿広	15番	野崎さち子
16番	杉山秀明	17番	力石堅太郎
19番	箕輪展忠		

5. 欠席農業委員(2名)

1番	脊戸潤子	18番	山崎誠一
----	------	-----	------

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	四和地区	工藤優美子
四和地区	古谷朝直	切田地区	若沢弘幸
切田地区	田中稔	大深内地区	斗沢信一
大深内地区	大平靖四郎	伝法寺地区	小笠原一成
東部地区	山端潤一	藤坂地区	市崎貴之
六日町地区	平舘龍徳		

7. 会議に付した案件

- 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第20号 農地の転用事実に関する照会について
報告第21号 非農地判断を行った農地について
報告第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第25号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第26号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

9番 山 田 利 昭

10番 稲 田 優 憲

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事 務 局 長	櫻 田 修一郎	事 務 局 次 長	中 村 淳 一
事務局農地係長	吉 田 武 範	事務局振興係長	苫米地 慶
事務局推進監	高 橋 克 彦	事 務 局 主 査	東 浩 治
事 務 局 主 査	戸 舘 奈津美		

10. 書 記

事 務 局 主 査 戸 舘 奈津美

議 長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は、1番 脊戸 潤子 委員、18番 山崎 誠一 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年8月6日に告示招集いたしました、令和6年度第5回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。9番 山田 利昭 委員、10番 稲田 優憲 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、戸舘 奈津美 君を、参与には、事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

議 長（箕輪展忠）次に報告第18号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第18号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、合計2件、8筆、28,415平方メートルです。今後の意向については、21番は未定、22番は別人と貸借の予定です。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第18号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第19号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）3ページをお願いします。報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、4ページから6ページです。今回は合計6件、54筆、98,337平方メートルです。取得後の内容は、農地として管理、自ら耕作、貸借中などとなっています。あっせんの希望はありません。なお、宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後、地目変更の指導をしていきたいと思います。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

農業委員（力石堅太郎）17番の力石です。この内容ではありません。今年法律が施行されて相続を急ぐようにという感じで見てましたけれど、そういう風になってから、係において相続されていない方の届け出は増えてますか。それともまだ進んでいませんか。ただ、雰囲気としてどうか聞きたいです。

議長（箕輪展忠）事務局。

事務局長（櫻田修一郎）お答えします。感覚としては従前と何ら変わらない感じですが。今法律が施行されたからといって慌てて相談しに窓口に来る人は、感覚的には増えていると感じません。以上です。

農業委員（力石堅太郎）わかりました。

議長（箕輪展忠）他にご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第19号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第20号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）7ページをお願いいたします。報告第20号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。8ページです。今回の照会は、5件、7筆、1,312.88平方メートルで、現地調査は12番から14番は令和6年8月6日に実施し、8月19日に法務局へ回答、15番と16番は8月19日に現地調査を実施し、同日法務局への回答を行っております。12番の①②は、十和田倶楽部から南東に約80メ

ートルの地点です。照会地は、昭和４８年と昭和５３年建築の住宅の敷地となっています。③は、イーグルボウルから南東に約１００メートルの地点です。こちらは平成１６年建築の物置の敷地となっています。いずれも２０年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても、現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。１３番は、八斗沢集会所から南西に約１８０メートルの地点です。照会地は、昭和５１年建築の倉庫の敷地となっています。２０年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。１４番は、十和田・六戸学校給食センターから西に約４８０メートルの地点です。照会地は、西側に隣接する農地への進入路になっています。狭小なため農地としての利用は困難であり、税務課税台帳においても、現況地目が公衆用道路であることから、非農地と判断しております。１５番は、南小学校から南東に約２００メートルの地点です。照会地は、昭和６０年建築の住宅の敷地になっています。２０年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても、現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。１６番は、十和田警察署から南に約３００メートルの地点です。照会地は、昭和５０年建築の住宅の敷地になっています。前の前の所有者が昭和５０年２月２１日に自己住宅建築のため４条の転用許可を受けていることから、非農地と判断しております。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第２０号を報告済みといたします。

議 長（箕輪展忠）次に報告第２１号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）９ページをお願いいたします。報告第２１号、非農地判断を行った農地について。農地法等の運用について（平成２１年１２月１１日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第２条第１項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。１０ページです。合計５件、２５，２４１平方メートルで、現地調査は、令和６年８月６日に行っております。いずれの農地も、長期間農地として利用されておらず、原野化、山林化しており、農地としての利用は困難であると認められるため、全て非農地と判断しております。所有者に対しては、非農地通知書を交付し、速やかに地目変更登記の手続きを行うよう指導してまいります。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第２１号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第２２号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）１１ページをお願いします。報告第２２号、農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取り消しについて。農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり当事者による取消願の提出があったので報告する件です。１２ページです。令和６年３月１４日付け、および令和６年５月１７日付けで許可を受けていたものですが、いずれも売買契約が合意に至らなかったため、令和６年７月５日付けで許可の取消願が提出されたものです。なお、上の段の寺ノ上８１と下の段の上川原２４及び２７の２については、農地法第３条の議案が関連して提出されています。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第２２号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、竹浦班長、沢井委員、芋田委員の３名です。８月６日に現地調査、及び市役所別館４階会議室２にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後２時１３分

（ _____委員、_____委員 退席 ）

再開 午後２時１４分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第２４号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）１３ページをお願いいたします。議案第２４号、農地法第３条第１項の規定に基づく許可について。農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は、所有権の移転に関するものが、１４ページから１６ページ、合計１０件、３６筆、９５，８

13. 37平方メートルです。16ページの45番についてですが、こちらは令和5年4月の第1回総会において、贈与による3条許可が出ていたものですが、許可を受けた後、税務署への相続時精算課税の申請の届け出がなされていなかったため、贈与を取り消すものとして合意解除を行うものです。次に、使用貸借に関するものが、17ページ、合計1件、2筆、3, 177平方メートルとなっております。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。14番 竹浦 寿広 委員お願いします。

報告委員（竹浦寿広）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転10件、使用貸借による権利の設定1件の合計11件です。所有権の移転は、36番から44番までが売買によるもの、45番が以前締結した親から子への贈与契約の解消を目的とする合意解除によるものです。このうち新規取得は、36番と43番です。使用貸借による権利の設定は、労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠）次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告をお願いします。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（米内山義治）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。14ページの申請番号36番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、8月6日午後1時45分、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも、申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労様でした。次に、六日町地区 平館 龍徳 農地利用最適化推進委員 お願いします。

報告委員（平館龍徳）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。15ページの申請番号43番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、8月6日午後2時、市役所別館4階会議室2において、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも、申請地は農地として

管理されていまして。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）平舘推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は許可することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時18分

（_____委員、_____委員 着席）

再開 午後2時18分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第25号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）18ページをお願いします。議案第25号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権に関するものが19ページから21ページ、合計、5件、12筆、38,049平方メートルで、37番、39番が新規、ほか3件が再設定です。22ページが使用貸借に関するもので、合計1件、1筆、1,520平方メートルで新規となっています。今回、協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第26号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）23ページをお願いします。議案第26号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は24ページです。今回は合計1件、1筆231平方メートルです。14番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、イーグルボウルから東に約150メートルの地点です。農地区分は、用途地域内で第3種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査、及び聴取調査の結果について、報告願います。2番 沢井 清治 委員 お願いいたします。

報告委員（沢井清治）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計1件です。8月6日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時15分に市役所別館4階会議室2で聴取調査を行いましたが、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）沢井委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠） 以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年度第5回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時23分 —————